

公益財団法人 日本サッカー協会
2025 年度 定時評議員会

2025 年 3 月 30 日

決議事項

1. 評議員推薦加盟団体 認定の件

一般社団法人日本サッカー指導者協会を評議員推薦加盟団体（関連団体）として認定することについて、2025 年度第 3 回理事会（3 月 13 日開催）で協議した結果、評議員推薦加盟団体規則第 3 条第 2 項の要件を満たしていることが確認されたことから、同協会を評議員推薦加盟団体として認定したい。

なお、評議員推薦加盟団体規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

■日本サッカー指導者協会について

2015 年 9 月、サッカー指導者の育成と指導環境の整備を目的に特定非営利活動法人（NPO 法人）として設立。研修や広報活動を通じて指導者の育成を推進し、2020 年から JFA の指導者養成事業を受託。2019 年 7 月には加盟団体として認定され、その地位を維持しながら、2024 年 2 月、事業拡大と運営効率化を目的に一般社団法人日本サッカー指導者協会を設立し、同年 5 月に NPO 法人から一般社団法人への事業譲渡を完了した。この法人格の変更に伴い、2024 年 12 月、加盟団体規則に基づき、新たに加盟団体として認定された。

■評議員推薦加盟団体認定要件の確認

日本サッカー指導者協会より提出された定款等の書類に基づき、以下の評議員推薦加盟団体規則第 3 条第 2 項（1）から（5）までの要件を満たしていることを確認。

認定要件：

（1）本協会の加盟団体であること。

（2）本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること

（3）日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること

（4）目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること

（5）加盟団体規則第 14 条第 2 項各号に定める要件を満たしていること

※評議員推薦加盟団体規則第 3 条第 2 項（2）について

<経緯>

従来、新規に加盟団体として認定された後、評議員推薦加盟団体に認定されるまでの経過観察期間は最短で 1 年程度としてきたが、本件では、2024 年度第 13 回理事会（2024 年 12 月 12 日開催）において、以下の考え方に基づき、経過確認期間を 3 カ月と定めることの妥当性が認められたため、承認された。これにより、2024 年 12 月の加盟後から現在までの期間について、確認した。

・事業及び組織運営実態の継続性

新法人は NPO 法人から事業の全てを譲渡された法人であり、運営実態は実質的に同一である。そのため、NPO 法人期の法令遵守状況を加味、考慮することについて差し支えないと判断。

・ 運営期間の妥当性

事業譲渡の効力発生日は 2024 年 5 月 27 日であり、2025 年 3 月末までの期間を経れば、新法人として約 10 カ月の運営状況を確認できる。

<結果>

2024 年 4 月から加盟団体承認までの期間ならびに加盟後から現在までの期間にわたっての検証し、関連法規の遵守、組織運営、および財務状況の健全性については、当該法人の監事による「評議員推薦加盟団体規則」第 3 条第 2 項第 2 号に基づく報告書を基に適正性を確認した。継続的な事業の実施については、一般社団法人日本サッカー指導者協会事業報告書総括を精査し、定款に則った事業が健全かつ持続的に運営されていることを確認した。

2. 定款変更の件

以下 2 点の理由により、定款を変更したい。

- ① 2024 年第 3 回理事会（2024 年 3 月 7 日開催）における各種委員会再編の決議により「常設委員会」と「専門委員会」の区分が廃止されたこと
- ② 上記第 1 号議案により、評議員推薦加盟団体が追加されること

なお、上記②については、第 1 号議案において、一般社団法人日本サッカー指導者協会が評議員推薦加盟団体として認定されることを条件とする。

(1) 第 42 条（各種委員会）

① 現行規定

第 42 条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

② 変更案

第 42 条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

③ 変更理由・経緯

- ・ 従来は、常設委員会（2014 年 10 月 9 日理事会決議により設置／※1）および専門委員会（※2）という区分が各種委員会組織運営規則において定められていた。
- ・ 2024 年度第 3 回理事会（2024 年 3 月 7 日開催）において、ガバナンス改革の一環として委員会再編が行われ、その際に常設委員会および専門委員会という区分が廃止された。
- ・ 区分の廃止は、各種委員会組織運営規則上では反映していたが、定款に反映されていなかったため、このたびの変更となった。

※1 常設委員会：法務委員会、競技会委員会、審判委員会、技術委員会、医学委員会、フットサル委員会、財務委員会、女子委員会、国際委員会

※2 専門委員会：施設委員会、リスペクト・フェアプレー委員会、コンプライアンス委員会、殿堂委員会、社会貢献委員会、アスリート委員会、表彰委員会、報酬委員会

(2) 附則

①変更案（追加）

6. 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

- (1) 都道府県サッカー協会（計47）
- (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）
- (3) Jリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18）
- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- (13) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (14) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (15) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- (16) 一般社団法人日本サッカー指導者協会

3. 評議員4名 選任の件

以下の4名の評議員を選任したい。

(1) 一般社団法人神奈川県サッカー協会

退任する評議員：関佳史（せき よしぶみ）会長

選任する評議員：河野雅道（かわの まさみち）副会長 兼 専務理事

(2) 株式会社ガンバ大阪

退任する評議員：小野忠史（おの ただし）前代表取締役社長

選任する評議員：水谷尚人（みずたに なおひと）代表取締役社長執行役員

(3) 株式会社サンフレッチェ広島

退任する評議員：仙田信吾（せんだ しんご）前代表取締役社長

選任する評議員：久保雅義（くぼ まさよし）代表取締役社長

(4) 一般財団法人日本フットサル連盟

退任する評議員：原田理人（はらだ みちと）前会長

選任する評議員：山本敏彦（やまもと としひこ）理事

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わって選任する評議員の任期は、定款第18条第2項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2026年度に関する定時評議員会（2027年3月）の終結の時までとなる。